

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）

1 個人の県民税

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円（現行 35 万円）を加算した金額）以下である者については、個人の県民税の所得割を課さないものとする事とした。（附則第 9 条関係）

2 法人の事業税

(1) 保険業法に新たに規定された少額短期保険業者について、収入金額によって課税することとした。（第 42 条、第 43 条、第 45 条関係）

(2) 法人の事業税の資本割の課税標準である資本等の金額を資本金等の額に改めることとした。（第 43 条関係）

3 不動産取得税

(1) 標準税率（本則 4%）を 3%としている特例措置について、次のとおりとする事とした。（附則第 21 条、改正条例附則第 4 条関係）

ア 住宅及び土地に係る特例措置の適用期限を平成 21 年 3 月 31 日まで延長すること。

イ 住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止すること。ただし、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 2 年間に限り、標準税率を 3.5%とする経過措置を講ずること。

(2) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置について、その適用期限を平成 21 年 3 月 31 日まで延長し、これに関連する所要の措置を講ずることとした。（附則第 23 条、改正条例附則第 4 条関係）

(3) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から 1 年（本則 6 月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成 20 年 3 月 31 日まで延長することとした。（附則第 20 条の 3 関係）

(4) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成 20 年 3 月 31 日まで延長することとした。（附則第 20 条の 3 関係）

(5) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を 5 年延長する特例措置の適用期限を平成 20 年 3 月 31 日まで延長することとした。（附則第 23 条の 3 関係）

4 県たばこ税

地方税法の一部改正に伴い、県たばこの税率を引き上げることとした。（第 67 条の 4、附則第 24 条関係）

5 自動車税

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税込中立を前提に、軽減対象を重点化し、次のように講ずることとした。（附則第 25 条関係）

ア 環境負荷の小さい自動車

平成 18 年度及び平成 19 年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(ア) 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 120 を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないものについて、税率の概ね 100 分の 50 を軽減する。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないものについて、税率の概ね 100 分の 25 を軽減する。

イ 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね 100 分の 10 を重課する特例措置を講ずること。

(ア) ガソリン車又はLPG車で平成7年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(イ) ディーゼル車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

(2) 道路運送車両法に規定する移転登録に伴い課税される自動車税の徴収方法について、証紙徴収から普通徴収に変更することとした。(第104条関係)

6 自動車取得税

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。(附則第27条関係)

ア エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から30万円を控除すること。

イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から15万円を控除すること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える自動車（ディーゼル車に限る。）のうち、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるもの（以下「重量車基準適合車」という。）を取得した場合における税率は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車にあっては、100分の2）を控除した率とすることとした。(附則第27条関係)

7 その他

その他所要の整備を行うこととした。